市

大阪市

認定患者数

(人)

5,688

■公害患者の

いま

公害健康被害補償法(補償法)ができて45年、大気汚染によってぜん息などの病気になった公害患者は現在、全国で32,845人、大阪府内には9,935人(いずれも平成30年3月:右表)います。 ピーク時11万人を超えていた患者も、公害指定地域の解除(1988年)以降減り続け、高齢化も進んでいます。

 豊中市
 155

 地域の解除
 吹田市
 174

 守口市
 982

 東大阪市
 1,067

 八尾市
 615

 思ま 「水公の 堺市
 1,270

- 公害認定患者全体では、65歳以下の患者が多数派です。会員の中には30代の患者もいますから、補償制度は長期に維持される必要があります。その点では去年の第196国会で全会一致で成立した補償法の改正(自動車重量税からの繰り入れ期間を「当分の
- 間」とするもの)は、補償財源の安定化に向けた一歩前進となりました。
- しかし、自動車メーカーでつくる自動車工業会はじめ業界団体は、経団連とともに補償法改正 後も「自動車重量税の廃止」の旗を掲げており、予断を許さぬ状況が続いています。

■患者・家族の命綱〜補償法

- 高度経済成長の陰で起こった公害、被害者たちは発生企業に抗議し対策を求めるたたかい、裁判を起こし加害企業の責任を明らかにするたたかい、自治体を動かし公害対策をきちんと取らせるたたかい(革新自治体の誕生)、そして国を動かし財界を説き伏せて公害補償制度をつくらせた原動力は、被害者の粘り強い運動と幅広い市民の支持と共感の広がりでした。公害被害者の願い・運動が国に、汚染者負担の原則を貫き損害賠償の性格を持つ画期的な補償制度を創らせました。(1973年10月)
- 経団連は補償法ができて間もなく廃止に向けた検討を開始、5年後(1979年)には、「制度 廃止(終焉)を目標に」掲げて「最終的には本制度は廃止」することを内部文書で通知してい ます。並行して「公害は終わった」キャンペーンを大々的に繰り広げます。
- 財界の強い意志は政府を動かし、NO₂環境基準緩和(1978年7月)、公害指定地域(大気汚染)の解除(1988年)へとつながりました。経団連の企みは今も絶えることはありません。
- 補償制度を守るには、当事者である患者が手を緩めることなく、声を届け続けることが不可欠です。そしてその運動は、常に広範な市民の支持と共感を得て進めなければなりません。
- 補償制度の維持・継続のために活動を担う患者会は、高齢化が進み、患者の要求や願いを制度 の充実・改善につなぐ活動家・幹部が減少、活動の維持そのものが困難になっている組織もあ ります。

■二酸化窒素(NO₂)

- 大阪府内の一般局(66)、自排局(36)の全局が0.06ppm以下となっています。(行政 は上位値以下になれば環境基準の「達成」と評価)全体としては漸減傾向が続いています が、全ての局で下位値0.04ppmを下回っているわけではありません。大阪市内の自排局では、11局中3局です。
- 西淀川公害裁判において原告・国・公団との間で交わされた和解条項に基づき1998年に設置した「連絡会」では、0.04ppm以下を目標にしています。また、国交省・阪神高速と患

者側代表によるワーキングを設置し、阪神高速湾岸線の工事に伴う大気汚染と交通量についての調査の実施、データを共有・活用して共通の目標(0.04ppm以下を目指す)にむけた協議を続けています。

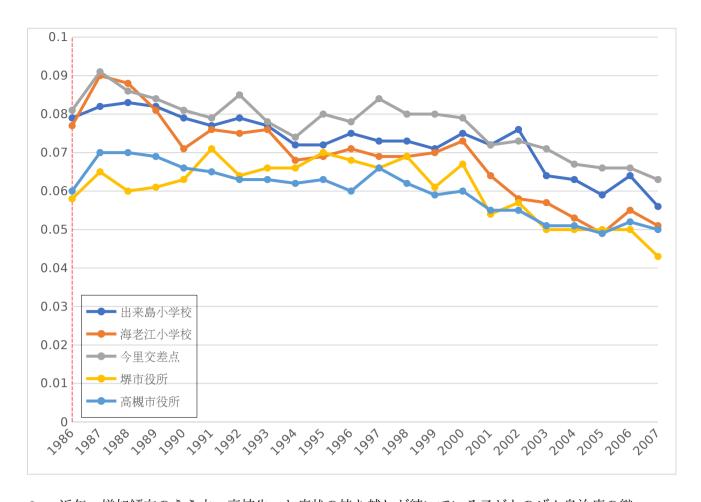
- 全体として低下傾向にある NO_2 ですが、総合的な NO_2 対策の重要性とともに、国交省、警察などと連携した取り組みが不可欠で、大型車削減や交通規制、車線削減などの具体化が急がれます。
- 環境基準の下位値~0.04ppm以下をめざして国交省・環境省と並行して大阪府・市に削減 対策の具体化を求めていきます。

■微小粒子状物質(PM2.5)

- PM2.5による大気汚染は平成29年度、大阪府内の一般局(39)では33局で環境基準を達成し(達成率:84.6%)、自排局(17)では13局が環境基準を達成しています。(達成率:76.5%)いずれも前年度より減少しました。大陸からの移流や気象条件と説明しています。「緩やかな改善傾向」と言いますが、依然として幹線道路沿道で環境基準を超える汚染が続いています。
- 大気汚染公害裁判の和解で平成17年度(2005年)から測定している西淀川区(国道2号、43号)では環境基準を上回る汚染が続いていましたが、平成29年度になって初めて全4箇所で環境基準を達成しました。しかし、アメリカや世界保健機構(WHO)のガイドラインを超える汚染が続いており、基準の見直しをするべきです。
- PM2.5は、ぜん息などの呼吸器疾病を引き起こすほか発がん性も認められており、WHOの 国際がん研究機関(IARC)は、大気汚染そのものに発がん性があるとする見解を発表してい ます。
- PM2.5問題の解決の基本は、もともと高濃度汚染が続いている幹線道路沿道などの対策~具体的には大型ディーゼル車を減らすことが真っ先に手を付けなければなりません。中国もしっかりやってもらわなければなりませんが、国内対策こそ急がれています。

■国による医療費助成制度を求める運動

- 大気汚染公害をなくす活動と直結しています。公害指定地域の解除以降も道路沿道を中心に長く続いた環境基準を上回る大気汚染は、大量のぜん息等呼吸器疾病患者を生み出し、十分な治療を受けることができませんでした。 (次頁グラフ) 大気汚染による被害の「生き証人」救済の活動は、 NO_2 やSPM、新しく環境基準が決められ、緊急の対策が求められているPM2.5などの大気汚染物質の低減を求める活動と結びつけることで、多くの市民との共同が広がります。
- 「クルマ(自動車排ガス)が犯人」であることを証明した「そらプロジェクト」調査の結果に続いて、最近のサーベイランス調査でも大気汚染とぜん息発症との「有意な関連」が明らかになったことを広範な市民に知らせ、環境政策の転換、医療費助成制度の創設に向けた世論形成を図ります。
- 東京都や川崎市の医療費助成は、都市圏を中心とする大量のぜん息等の呼吸器疾病患者の存在を浮き彫りにしました。また、制度は早期治療を促し、重症化を回避して社会復帰を後押しすることが明らかになっています。国による制度の創設は、国民の健康回復、働く意欲の醸成、医療費の抑制につながります。



- 近年、増加傾向のうえ中・高校生へと症状の持ち越しが続いている子どものぜん息治療の継続・健康回復に役立ちます。未認定患者への救済制度創設は、「公害はなくなった、新たな患者は発生しない」として強行した二酸化窒素の環境基準緩和(1978年)と公害指定地域の解除(1988年)の誤りを明らかにすることにもなります。
- 私たちは国による医療費助成制度の創設に向けて、①環境省を動かす=勉強会の継続②国会を動かす=国会請願・ロビー活動③世論をつくる=公害調停の提起をはじめ、より効果的な運動、宣伝・署名活動に取り組みます。皆さんにご協力いただいた「大気汚染によるぜん息等の患者の医療費助成を求める署名」は全国で15万筆を超え、2018年の196通常国会で院内集会を開催。一部を提出しました。1月28日開会予定の通常国会での請願採択を目指します。引き続きご支援よろしくお願いします。

<未認定患者の訴え>

昭和45(1970)年に結婚してからずっと、西淀川に住んでいます。上の娘が3歳のとき、ぜん息になりました。夜中に「ヒューヒュー」「ゼーゼー」のどを鳴らして、息をしようともがくのですが、吐くことも吸うこともできません。発作が起きると、か弱い声で泣いて、一晩中苦しみます。「代われるものなら代わってやりたい」。親なら誰もがそう思う日が、毎晩のように続きました。看病に疲れ果てた私にも、ぜん息が襲(おそ)いかかりました。でも…(西淀川区:池永未子さんの訴えから)

■神戸製鋼石炭火力発電所の建設差し止め訴訟への支援を

- 現在、日本各地に 30 基を超す石炭火力発電所建設計画が確認されています。これらが全て稼働すれば、大量の温室効果ガス、大気汚染物質が長期に排出されます。気候変動(地球温暖化)をさらに激甚 化 させ、広範囲の住民の健康を脅かすことから、各地で市民が懸念の近上げています。
- 昨今、大気汚染、気候変動対策ため「脱石炭」を選択する国や地域、企業の動きが加速しています。 **側** え、イギリス、フランス、カナダな**2030** 年までに石炭火力発電所を閉鎖することを決めました。先進国(**G7)**で、日本だけが突出して石炭火力発電を大きく増やそうとしています。
- 150万人が暮らす神戸市で、神戸製鋼が石炭火力発電所(65万kW×2基=130万kWを建設中で2021年から運転開始を予定しています。同地で、既に2基140万kW(70万kW×2基)の石炭火力発電所が稼働中で、大都市近郊に合計 270万kWが稼働することになります。今もNOxPM法はじめ特別な大気汚染対策や取り組みが続けられている地域に、石炭火力発電所を増設することは到底認められません。
- 市民たちは神戸と大阪で2つの訴訟を起こしました。一つは、神戸市在住の31世帯(40人)の家族原告が、立ち上がり、神戸製鋼コベルコパワー神戸第二(発電所を所有・運転)及び関西電力(売電先)に対して、石炭火力発電所の建設・稼働の差し止めを求め、未来の子どもたちの健康、住みよい環境を実現することを願って神戸地裁に提起したものです。
- もう一つは、神戸市在住の12人(家族を含む)の原告が立ち上がり、国に実効的な気候変動対策を実施すること、経済産業大臣による環境影響評価制度に基づく、確定通知の取り消しを求め、未来の子どもたちの健康、住みよい環境を実現することを願って大阪地裁に提起したものです。
- これは神戸のためだけではありません。企業利益ばかりを追求した石炭火力発電所の建設が許されないのは、どの地域であっても同じです。原告らは、この裁判の判決が、石炭火力発電から脱却し、持続可能な再生可能エネルギーへと転換する途を切り拓くものとなることを望んでいます。
- 子どもたちにつなぐ未来を今作るために、一人でも多くの方に裁判の目的を知っていただき、 社会を変えていきたいと考えています。ぜひサポーターになってください。 (別紙申込書参 照)

https://kobesekitan.jimdo.com/kobe-coal-lawsuit-supporter/

● 大阪、神戸両裁判所への署名にもご協力ください。

<患者から一言>

● 神戸製鋼はかつての西淀川公害裁判の被告企業です。1995年の和解にあたって神鋼を含む被告企業9社は、「環境問題は地球環境問題という30年代、40年代とは違った意味で重大な関心を集めております。被告企業もそのような視野のもとに、従来のもまして、周辺住民の方々へご迷惑にならないよう環境対策に最大限の努力をして参るとともに、公害対策の内容について、皆様のご理解を賜るよう、より一層努力する所存でございます」と表明しました。石炭火力発電所の新増設を強行する同社の姿勢は、和解時の約束を反故にするものです。